

報告第4号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成18年5月31日

提出者 足立区長 鈴木恒年

専決処分書

土地収用事件に関する和解について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成18年5月10日

足立区長 鈴木恒年

土地収用事件に関する和解について

足立区は、東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第258号線に係る土地収用事件について、土地収用法第48条第1項及び第49条第1項各号に掲げるすべての事項につき、下記により和解する。

記

- 1 当事者、和解が調った土地の区域及び損失の補償
別紙のとおり
- 2 権利取得の時期及び明渡しの期限
 - (1) 権利取得の時期 和解調書作成の日から起算して60日目
 - (2) 明渡しの期限 和解調書作成の日から起算して180日目

当事者、和解が調った土地の区域及び損失の補償

当事者		和解が調った土地の区域							損失の補償	
起業者	土地所有者兼関係人 (物件所有者)	土地の所在	地番	地目	地積 (㎡)		和解が 調った 土地の 面積 (㎡)	実地の状 況	土地に対する損失の補償	土地に対する損失の補償 以外の損失の補償
					登記簿 上	実測				
東京都足立区 中央本町一丁目 17番1号		東京都足立区 平野三丁目		田	1.17	1.17	1.17	雑種地	土地所有者 ■■■■■ に対し 8,866,841円	土地所有者兼関係人 ■■■■■ に対し 511,223円
				田	44	44.80	44.80	雑種地		
足立区		東京都足立区 平野三丁目		宅地	3.97	3.97	3.97	宅地	土地所有者 ■■■■■ に対し 4,840,374円	土地所有者兼関係人 ■■■■■ に対し 26,531,563円
				宅地	19.73	19.73	19.73	宅地		
足立区		東京都足立区 平野三丁目		畑	196	196.71	196.71	雑種地	土地所有者 ■■■■■ に対し 45,550,227円	土地所有者兼関係人 ■■■■■ に対し 2,873,631円
足立区長 鈴木 恒年		東京都足立区 平野三丁目		宅地	128.01	128.49	128.49	私道	土地所有者 ■■■■■ に対し 15,854,708円	—————
				宅地	16.20	16.30	16.30	私道		